



過半数代表者の選出について考えよう!⑤

過半数代表者の選出における 不適切な手続きの禁止事項

過半数代表者の選出にあたって、一部の職場で不安の声が出されています。
2019年本部・本社間申16号の団体交渉を行い、会社から7項目が回答されました。

《不適切な手続きの禁止》 ※再確認しておきましょう！

- ①十分な周知期間を設けず選出手続きを行うこと
- ②投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対照させ、投票内容を把握すること
- ③投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと
- ④開票前に投票内容を確認すること
- ⑤事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと
- ⑥社員親睦会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になること
- ⑦選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名すること

※なお、過半数代表者の選出にあたって

◆公平・公正な手続きを行うこと

◆過半数代表者に立候補することで不利益が生じないことを団体交渉で確認しています



選出手続きをとり行う会社は、長期休暇や長期研修等で、社員代表選についての掲示が確認できない社員には、会社は過半数代表者選出について、別途告知しなければなりません。

また、休職中や研修中等により投票所等の選出手続きの場に来られない場合でも、郵送やメールを活用し、選出手続きができるようにしなければなりません。



私たちが働く側の立場で意見を言える
過半数代表者を選出しよう！